平成２７年（フ）第１８６５号
大阪市天王寺区茶臼山町１番５－107号、前住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17－513号
債務者　黒澤　孝一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３号
北海道旭川市東光16条８丁目４番２号　星
債務者　石井　妙子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８７１号
大阪市旭区新森４丁目26番26号　カルム新森302、前住所大阪市旭区新森５丁目５番３号
債務者　新城　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５号
大阪府羽曳野市羽曳が丘６丁目３番11号
債務者　三木　温子（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　千佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８号
広島県三次市三和町敷名1454番地14
債務者　松山　俊秋
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２０８号
埼玉県川口市並木元町４番26号　ソレイユ川口202号
債務者　奥田　正人
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１９号
大阪市鶴見区緑１丁目６番31号、前住所香川県高松市香西東町633番地９　波香ハイツ
債務者　ヒカリ塗装こと武元洪三こと　裵洪三
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６８号
大阪市天王寺区勝山４丁目３番24号　ファミーユ天王寺201号
債務者　末吉世史浩
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３２号
堺市東区北野田1000番地107、前住所大阪府藤井寺市林１丁目15番33－406号
債務者　春戸　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３号
金沢市京町28番４号　やよい寮
債務者　木下　直美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
熊本県合志市須屋627番地８、前住所熊本市東区保田窪４丁目16番16号
債務者　畠山　　剛
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７１６号
神奈川県藤沢市藤沢1063番地の11　ファイカス藤沢603号室
債務者　東山　満春
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝227番地１　エクセラ隼人Ⅰ204号
債務者　竹山　　理
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市牧園町三体堂454番地
債務者　川野　正美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２４号
千葉県浦安市北栄２丁目12番６－302号　第５アローハイツ、開始決定時の住所千葉県市川市相之川３丁目10番２－301号　コーポ静
破産者　新井　則子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９９号
千葉県船橋市北本町２丁目16番４号　スカイメゾン北本町202号
破産者　村岡　　勇
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係